

三重県

# 改正産廃条例を10月1日施行

## 施設設置手続き等に新规定

三重県は、「産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」(産廃条例)を改正し、10月1日から施行する。現行条例の施行後10年間で明らかとなった課題等に対応するため、既存規定の見直しや新たな規定の追加を行ったもの。(一社)三重県産業廃棄物協会と連携し、8～9月に県内5カ所で説明会を開催するなど、周知を進めてきた。

今回の主な改正事項

①優良認定処理業者への産業廃棄物の処分の委託時における規制の合理化  
②建設系廃棄物の適正処理に係る元請業者の責務等の追加  
③土地所有者等への指導規定の追加  
④産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民等との合意形成手続きの見直し——の四つ。

①の規制の合理化では、排出事業者が優良認定処理業者に処分を委託する場合、現行の条例で定めている実地確認以外の間接的な方法による確認を可能とした。また、県内搬入の届出を不要とする数量を「200ト未満または200立方メートル未満」から「100ト未満または100立方メートル未満」とす

②は、元請業者に対して、解体工事で生じる産業廃棄物の処理計画や処理結果を発注者に書面で説明することなどを義務付けるもの。③では、不法投棄の拡大や悪化が懸念される場合、県が土地所有者等に対して必要な措置を講ずるよう指導することができる規定を追加した。

④の施設を設置する際の合意形成については、現行の指導要綱で規定している周辺住民等から個別に同意書を取得する等の方法を改め、▽事業計画書の公表・縦覧▽説明会の開催▽関係住民等からの意見に対する見解書の作成および公告・縦覧——など、一連の手続きの実施を新たに義務付けている。



9月1日に三重県名張市で開催した説明会のようす